

令和5年(2023年)4月13日

広島市消費生活センター 「消費者教育情報」第1号

◆消費者庁 消費者教育ポータルサイトについて

◎各校種向けの教材や取組事例、動画等が掲載されています。ぜひ、ご活用ください。
 なお、若者向けの消費者教育関連啓発資料、動画一覧も御覧ください。

<消費者教育ポータルサイト> <https://www.kportal.caa.go.jp/>

<消費者庁「18歳から大人」特設サイト>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

等多数のサイトあり



「18歳から大人」Twitter アカウント 「18歳から大人ってどういうこと」動画 等

◆出前講座の御案内（申請書は別添）

◎2022年4月1日から18歳以上が成人となりました。消費生活課題の備えとして御活用ください。よりよい消費者となるためには、それぞれの校種での消費者教育が欠かせません。ぜひ、出前講座をご検討ください。
 昨年度6月に講座実施の大学生（1年生）の感想を参考に載せます。（抜粋）

（大学1年生）

- ・成年年齢が引き下げられて、自分で何でも契約できるようになったので、悪徳商法（詐欺等）に合わないよう気を付けようと思った。
- ・高校の授業で習ったことがあったが、忘れていたり、クーリング・オフの期間を間違えて覚えていたりしたので、思い出せて良かった。
- ・もし、自分が、被害者・加害者だと思ったら、すぐに消費生活センターに相談する。

◎消費生活の基礎知識や消費者トラブルの実例、消費者被害の未然防止について、消費生活相談員等の消費生活に関する専門資格を有する者が学校に出向いてお話をします。
 （希望により、**弁護士**、消費者教育コーディネーターの派遣も可能です。）

- 【例】
- ・売買契約について
 - ・悪質商法の予防と対策（アポイントメントセールス、マルチ商法等）
 - ・インターネットトラブル（架空請求、ワンクリック詐欺等）
 - ・通信販売のトラブル（ネット通販購入時の注意点、返品可否等）
 - ・クレジットカード利用の注意点
 - ・消費者の権利と責任（SDGS、エシカル消費等） 等

◎実施時間や内容については、各学校等の実態に則して相談に応じます。

◎この事業については、公益社団法人広島消費者協会に委託していますので、以下の申込先に御連絡ください。別添の申込書をご利用ください。

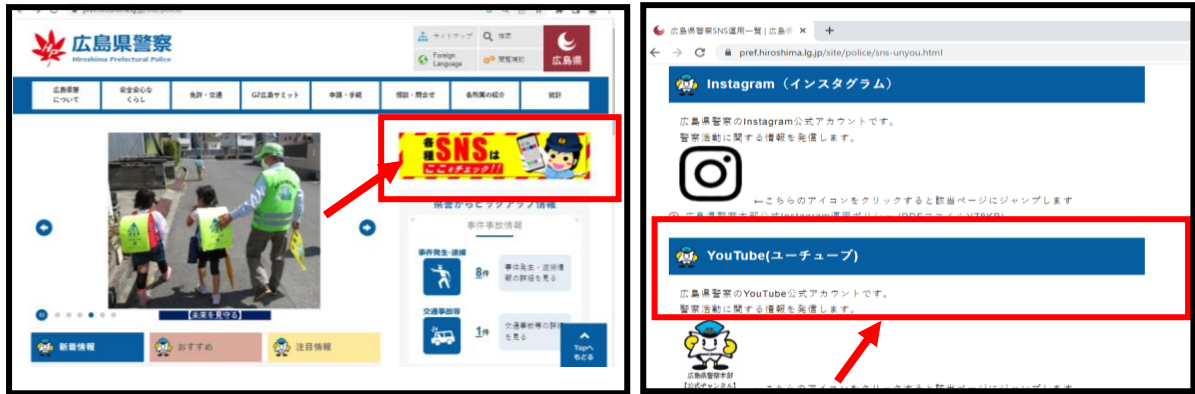
◎申し込み先：公益社団法人広島消費者協会（電話・ファックス 225-3320）

受付時間：10時～17時（日・火・祝日、12/29～1/3を除く）

E-mail: hiroscho@violin.ocn.ne.jp

◆広島県警察のホームページ紹介（多数の動画が視聴できます。）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>
県警HP トップページ → SNS ページ



YouTube チャンネルには、消費者被害予防、安全、セキュリティポリシーなどの幅広い内容の短い動画が約40件あります。スマホからも簡単に見ることができます。参考にしてください。



広島市ホームページに「消費生活」に関するさまざまな情報を掲載しています

広島市ホームページアドレス：<https://www.city.hiroshima.lg.jp>

広島市消費生活センターホームページアドレス：

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/45/>

〔編集・発行〕広島市消費生活センター
〒730-0011

広島市中区基町 6 番 27 号アクア広島センター街 8 階

電話 082-225-3329 FAX 082-221-6282

相談専用電話 082-225-3300（午前 10 時～午後 7 時 火曜と 12 月 29 日～1 月 3 日は休館）

*送付アドレスの変更・追加などは当センターにご連絡ください。

E-mail: shouhi@city.hiroshima.lg.jp

広島市 消費生活出前講座のご案内

「消費生活を考える」
「消費者被害にあわない」ための出前
講座を学校で開きませんか？
講師を無料で派遣します。



- ・ 契約とは
- ・ お金の使い方
- ・ ネット等のトラブル



身近な消費者問題や悪質商法の手口や対処法、解決のポイント等をわかりやすくお話します！

出前講座（講師派遣）の申込方法

対 象	広島市内にお住まいの方で概ね 15 名以上（応相談）
講座時間	1 時間～2 時間程度（応相談） 土・日・祝も派遣対応可
申込方法	1. 裏面の申請書にご記入いただき FAX、E-mail または郵送でお申込みください。 2. 日程・内容をお聞きし、講師の派遣について調整した後、ご連絡致します。
費 用	無 料（講師謝礼金等、広島市において負担）

【講座内容の一例】

- ・ 押さえておこう契約のキホン（クーリング・オフ等）
- ・ 若者を狙う悪質商法～SNS を悪用した出会いにご用心～
- ・ 18歳成人への備え等



FAX 送信先：(082) 225-3320

E-mail 送信先：hirosho@violin.ocn.ne.jp

広島市消費生活出前講座（講師派遣）申請書

申請者 (団体名)	参加者数 () 名
申請者 連絡先 (ご担当者名)	住所：〒
	ご担当者様名
	TEL： FAX： E-mail アドレス：
実施希望日時	第一希望 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	第二希望 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	第三希望 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施場所	住所： (最寄りの駅又はバス停：)
	施設名：
	駐車場 (有 ・ 無) どちらかに○をしてください。
希望事項	DVD視聴希望の有無 (有 ・ 無) どちらかに○をしてください。
備考	

注意

- 講座希望日については、講師の確保が困難な場合、変更していただくことがあります。
- 講師は決まり次第お知らせします。

お問い合わせ先 〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階
公益社団法人 広島消費者協会 電話・FAX (共通) 082-225-3320
(受付は火・日曜日、祝日を除く午前10時から午後5時まで)